

社会福祉施設を経営する社会福祉法人 の経理規程準則の一部改正について

平成9年12月11日

厚生省 大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、
老人保健福祉局長、児童家庭局長

社会福祉施設を経営する社会福祉法人の会計処理については、昭和51年1月31日社施第25号「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」をもって、その取扱いを示し指導をお願いしているところである。

一方、総務庁より平成4年6月の「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく勧告」及び本年7月の「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく再勧告」において、随意契約として差し支えない場合と競争契約に付さなければならぬ場合の基準の明確化について具体的措置を講じるよう、勧告されており、これを受けて発出した

「社会福祉法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく再勧告」について（平成9年8月13日社援企第147号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）において、できるだけ速やかに通知を行う旨、示したところである。

については、社会福祉法人の経理規程準則を別紙のとおり改正することとしたので、管下社会福祉法人に周知の上指導の徹底を図られたい。

別紙

「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日付社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）の別紙1「社会福祉法人経理規程準則」を次のとおり改

正する。

第28条を次のように改める。

（指名競争契約）

第28条 合理的な理由から前条の一般競争に付する
必要がない場合及び適当でないと認められる場
合においては、指名競争に付することができる。

なお、指名競争入札によることができる合理的
な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

（1）契約の性質又は目的が一般競争に適さない
場合

（2）契約の性質又は目的により競争に加わるべ
き者の数が一般競争入札に付する必要がない
と認められる程度に少数である場合

（3）一般競争入札に付することが不利と認めら
れる場合

2 前項の規定にかかわらず、「地方公共団体の
物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る政令」（平成7年政令第372号）第3条第1
項に規定する自治大臣が定める区分により、
自治大臣が定める額以上の契約については、
一般競争に付さなければならない。

第48条を第49条とし、第29条から第47条までを1
条ずつ繰り下げ、第28条の次に次の1条を加える。

(随意契約)

第29条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でない認められる場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表4に掲げる契約の穂類に応じ同表右欄に定める額を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合

2 前項第6号の規定により随意契約による場合

は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

- 3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。

「別表6」を「別表7」とし、「別表5」を「別表6」とし、「別表4-2」を「別表5-2」とし、「別表4-1」を「別表5-1」とし、同表の前に次の1表を加える。

別表4

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250万円
2 食料品、物品等の買入れ	160万円
3 前各号に掲げるもの以外	100万円